



平成27年 9月14日

一関市長 勝部修様
一関地区広域行政組合
管理者 一関市長勝部修様

狐禅寺の自然環境を守る会

共同代表 一関市狐禅寺字山田331 伊藤慶助
同 一関市狐禅寺字草ヶ沢10 木村修一
同 一関市狐禅寺字草ヶ沢25 木村政次
同 一関市狐禅寺字山田103 高橋佐悦

公開質問状

一関市及び一関広域行政組合が仮設焼却施設及び新焼却施設、新最終処分場を狐禅寺地区に建設したいとの提案についての説明会、懇談会、研修視察、市議会や行政組合議会での説明や答弁などについて、下記のとおり質問いたしますので、平成27年10月9日までに文書でご回答くださいますようお願ひいたします。

1. 平成25年11月5日に県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定される約8ヶ月前の平成25年3月13日、同年8月12日、同年10月28日、策定された後の平成25年12月25日、平成26年1月28日に開催した狐禅寺地区生活環境対策協議会役員懇談会と平成25年5月30日と31日に実施した研修視察について
 - (1) 県南地区ごみ処理広域化基本構想が策定される8ヶ月も前から3施設を狐禅寺に建設したいと提案した懇談会を開催した理由は。
 - (2) 懇談会を5回開催した目的と成果は。
 - (3) 懇談会の成果を何にどのように反映したのですか。反映しようとしているのですか。
 - (4) 研修視察の目的と成果は。
 - (5) 研修視察場所を昨年行った狐禅寺住民の研修視察場所の仙台市松森や山形県高畠町でなく栃木県佐野市と茨城県つくば市に選定し1泊2日とした理由は。
 - (6) 研修視察参加者を狐禅寺地区全住民を対象にしないで狐禅寺地区生活環境対策協議会と狐禅寺地区振興会役員とした理由は。
 - (7) 公費から支出した研修視察費の内訳は。
 - (8) 研修視察した、みかもクリーンセンターの資料によると4箇所の候補地に同じ情報を説明し、手を上げた1地区に建設したとあります。なぜ一関市ではできないのですか。
 - (9) 研修視察の成果を何にどのように反映させようとしているのですか。
2. 市長が「私が総合的に判断して狐禅寺地区に建設、設置させていただくのが最適と考

えた」などと説明していることについて、

- (1) どのような内容で総合的判断としたのですか。
- (2) 市長はいつ判断したのですか。
- (3) 市長の独断ですか。
- (4) 副管理者である平泉町長との協議、合意はいつされたのですか。
- (5) 広域行政組合として狐禅寺地区に建設の提案することを決定するため、組合内で行った協議等の経緯と決定した時期は。
- (6) 覚書について広域行政組合としてどのように認識し判断したのですか。
- (7) 他の候補地を選定しようとしない理由は。
- (8) 企業や地権者からの要望や土地提供の働きかけがあったのではありませんか。
- (9) 市長が「狐禅寺ならできる」と言っていますが、その理由は。
また、他の地域ではできないということですか。その理由は。
- (10) 「狐禅寺に提案している新しい施設は世界最高レベルのもので世界にも日本国内にも誇れる日本国内にもどこにもない施設を作りたい」と説明していますが、どこが何が誇れる施設なのですか。その理由は。
- (11) 昨年と今年研修視察した仙台市松森と山形県高畠町のごみ焼却場や複合施設は平坦地で交通アクセスもよく利用しやすいところに建設されていますが、狐禅寺のように山間地の高台に建設されて成功しているところはどこですか。
また狐禅寺に建設することで誇れる理由は何ですか。
- (12) 3施設を狐禅寺に建設したいとの提案は、今まで狐禅寺住民が苦渋の決断を強いられて、これまで50年以上の間ごみ焼却施設を受け入れてきた狐禅寺住民に、不安な施設をさらに押し付け、今後さらに長期間に亘り安全安心な暮らしを脅かす事となるのは明白です。このことは狐禅寺住民の心情を理解しようとしないばかりか逆なです行政の身勝手、無謀で不公平な計画ではありませんか。

3. 平成12年12月27日に、当時の一関市長と狐禅寺地区生活環境対策協議会長と取り交わした覚書について

- (1) 勝部市長が覚書の存在と内容について知った時期は。
- (2) 市長は住民と覚書を取り交わすに至った経過とその協議内容について、何でどのように知ったのですか。
- (3) 「今後狐禅寺地区に新しい焼却施設は建設しない」との覚書は狐禅寺地区に焼却施設を固定化しないとの住民との約束であります。それに対して、「新しい焼却施設を狐禅寺地区に建設したい」との提案は、市長自ら覚書を守らないと表明した事実であります。なぜ覚書の反故や破棄ではないと言えるのですか。

4. 平成27年3月30日開催の「狐禅寺地区生活環境対策協議会との懇談会」参考資料
「③汚染稻わら放射性物質濃度減衰状況について」について

- (1) H23.8測定サンプル数とH27.3測定のサンプル数が異なっていますがH23.8とH27.3のサンプルを採取した場所・地番は。

- (2) H 23. 8 にサンプルを採取した稻わらの保管場所や保管状態と、その後一時保管場所への移動などにより、H 27. 3 にサンプルを採取した稻わらの保管場所や保管状態は異なっているのではありませんか。
- (3) 減衰率をどのようにして計算したのですか。
- (4) 大東地区と千厩地区の減衰率がそれぞれ 26. 4%、39. 7% と他地域の減衰率と比較し著しく低いのはなぜですか。

5. 農林業系放射能汚染廃棄物について

- (1) 説明会資料によると農林業系放射能汚染廃棄物は 19, 608 トンあるとのことですが、前段の参考資料では「原発事故以降 4 年間で放射性物質濃度はおむね半分程度に減衰している状況」との事ですが、最近の農林業系放射能汚染廃棄物の種類ごと地域ごとの 8, 000 ベクレル超（県内分を含めて）と 8, 000 ベクレル以下の量はどのようになっていますか。
- (2) 今後さらに放射性物質濃度が減衰し 8, 000 ベクレル超の農林業系放射能汚染廃棄物が減っていくのであれば、高額の建設費と撤去費、焼却費がかかり、仮設焼却施設は安全ではないので焼却すべきでないとする専門家の学説があり住民に理解が得られない仮設焼却施設の建設は止めるべきでありませんか。

6. 放射能講演会について

- (1) なぜ狐禅寺と舞川の住民を対象に開催したのですか。
- (2) 原発事故の放射能汚染による不安は一関市民や平泉町民の多くの方が抱いていることと思いますが、なぜ全市・全町民を対象とした講演会を開催しないのですか。

7. 施設の建設場所について

- (1) 3 施設のどの施設についても建設場所によっては新たに住民の生活や健康や環境、生産活動、風評被害などに影響する不安は計り知れないものがあり、住民が同意できるかどうか判断するための重要事項であります。建設場所をなぜ明示しないのですか。
- (2) 最終処分場の建設場所は、およそ 5 年後に採取が終了するのではないかといわれている、狐禅寺字草ヶ沢地内の碎石製造企業の採掘穴を候補地としているのでありませんか。

8. 施設の実現性について

- (1) 説明会後の昨年 11 月に「資源・エネルギー循環型まちづくり推進本部」を設置し、今後の 3R 計画等によるごみ減量計画などを検討中とのことであるが、ごみ焼却施設の規模や複合施設の建設の可能性・長期的な施設の運営や維持管理の健全性など検討中のことありますが、その検討をしないまま、今まで説明会を開催し資料やパンフレットを配布したこと、一関市の約 2 ~ 3 倍の人口のごみを処理している仙台市や山形県高畠町の複合施設などの研修視察を行ったことで、住民に誇大なイメージを与えたのは行政の大きな間違いではありませんか。

(2) 焼却施設などを受け入れてくれたら平成35年までにし尿処理施設を狐禅寺以外の地域に移転するという説明がありましたが、移転候補地はどこですか。覚書を守らない勝部市長の任期も含め狐禅寺住民と約束できることですか。

9. まちづくりについて

(1) 市長は「国際リニアコライダーに合わせて狐禅寺地区のまちづくりを考えたい。その国際プロジェクトのかかわりのある計画として新しい焼却施設を考えたい」と説明していますが、今年の2月に開催された狐禅寺の自然環境を守る会との懇談会でそのかかわりを撤回した。このことは狐禅寺のまちづくりについても白紙となり、単に3施設を建設したいとの提案になるが、施設を建設し研修視察者が増え、ゴミ収集車・運搬車が増え、放射能ごみが集められ焼却され焼却灰が埋められ狐禅寺のイメージダウンや風評被害や環境への不安が強まることがまちづくりといえるのですか。

(2) 市長は【福島原発事故前の環境に少しでも戻したい】と話していますが、狐禅寺地区の環境を戻すためには、覚書を守り、一関清掃センターで放射能に汚染されたごみを燃やすことを1日も早く止めることです。

覚書を守らず、3つの施設を狐禅寺に建設することは、新たに多量のごみと放射能物質を狐禅寺に持ち込み、燃やし、埋めることですが、このことが狐禅寺の環境を取り戻すこととなる理由は。

(3) 「狐禅寺地区を一関のまちづくりの中心となるように取り組む」とはどういうことですか。

10. 住民の理解を得たとの判断について

(1) 今までの説明会や懇談会などでは多くの住民から提案に反対する意見が出されました。また、現在一関清掃センターのある真滝5区では区の総会で施設建設に反対することで議決をし、2回目の説明会では出席した住民から副市長に対し白紙撤回を求める反対決意書の手渡しがありました。

さらに、狐禅寺の自然環境を守る会には現在1500人以上の方から反対署名をいただいております。日常的にもさまざまな形で反対の意思表示があることは行政側では認識していると思いますが、住民の理解を得たとどのような形で判断するのですか。

11. 提案の白紙撤回を強く求めます。

今までの狐禅寺に建設したいとの提案説明会や懇談会は、提案そのものが公平性、透明性、明瞭性、確実性、そして住民との信頼性を著しく欠くものであり、とても住民の理解を得られる提案ではありません。直ちに白紙撤回すべきです。

以上、よろしくお願ひいたします。

なお、ご回答は狐禅寺の自然環境を守る会の事務局（一関市狐禅寺字山田103 高橋佐悦 Tel 21-3833）まで送付していただきますようお願ひいたします。